令和4年度（2022年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	おかしい国民保険のコロナ減免制度	今年も健康保険の減免制度があるという事で手続きの準備中ですが、どうしても納得できない事があります。以前お電話で減免制度の比較対象月が、今年の1月～5月までの収入と昨年の同時期との比較をすると言う事です。 多くの方はここ数年の新型コロナの影響で収入が激減している方が多いです。自営業も業種によってはまだ全く回復していません。当方もイベント主催業なので、メインの自営業のイベントが全く回復していないのが現状です。 この現状がコロナが始まった2020年2月から現在に至るまで続いており、業績も回復していない現状です。ここ数年は国からのさまざまな支援金で維持しているのが現状です。 そんな中今回のコロナ減免の比較が昨年2021年の同じ時期を比較にする事に納得が出来ないのです。2021年もコロナの影響を受けている年になります。 コロナ前の年2019年の収入状況と比較するなら納得は出来ます。多分市民の殆どの方が、減免の比較対象を昨年2021年と比較するのは乱暴な行為ではないですか？ コロナ前の2019年と比較するのが妥当です。この件に関しては吹田の議員さんにも相談したいと思います。	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免要件は、「世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。」と厚生労働省より示されております。 上記のことから、令和4年度における取り扱いとしましては、令和4年分の事業収入等の減少額が令和3年分の事業収入等の額の10分の3以上であることが要件となります。	国民健康保険課	R4.5.26	R4.6.1
2	複数名同じ学級で感染者が出ている場合の保護者通知について	各自治体に任せられているなら最初から「府と連携して」などと回答しなければよいのではないですか。府に問い合わせるこちらの手間も考えて頂きたいです。加えて以前も申し上げましたが回答した方の名前を入れて下さい。電話で問い合わせようと思ってもどなたを呼び出せばよいのかわかりません。これも市民の声に公表して下さい。	1.児童生徒の感染者情報等について府と連携する場合について 児童生徒等の感染者情報等について、感染の拡大が学級内に限定せず、より広域に感染拡大のリスクが生じたとき等、感染拡大防止の観点から広く注意喚起が必要な場合には、大阪府と連携して必要な情報を公表することとしています。文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2022.4.1 Ver.8）と大阪府の公表内容等を基に、本市の基本的な方針を決定させていただいております。 2.回答者の氏名について 回答については、個人の意見ではなく保健給食室として回答させていただいています。回答に個人名は入れておりません。ご了承ください。	保健給食室	R4.5.30	R4.6.1

令和4年度（2022年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
3	千里山駅前の葬儀場建設計画に関する陳情	多様な考えを表現できる今の世にあって千里山あげて多数の署名による今回の葬儀場反対運動に釈然としないものを感じ賛成しかねます。 例えば路地裏で下駄ばきで通えるような下町情緒豊かな千里山に相応しい葬儀場というのはいかがでしょう。 生前を共にした家族、友人、知人そして町の人々が見送り集うことの出来る小さな葬儀場であってもよいのではないでしょうか。 住民、業者、行政が互いに将来を考え安心安全な街にある葬儀場にするように指導協力願えんでしょうか。 この陳情は〇〇のご理解を得て提案するものであり、今まさに千里山は吹田市の学校規模適正化に向けた方策を検討されている真っ只中にあり吹田行政の正念場かと思います。 このような機会を与えて頂いた多くの関係者に感謝します。よろしくお願いいたします。	葬儀場の計画があると言われている場所につきましては、擁壁設置について「吹田市開発事業の手続等に関する条例」に基づく申請がされています。現時点では、葬儀場建築の申請はありません。今後、もし、葬祭場建築が申請される場合には「吹田市葬祭場等の建築に関する要領」に基づき、条例手続き前に周辺の方々への葬祭場等の説明をするよう指導して参ります。	開発審査室	R4.5.24	R4.6.2
4	コロナ禍の出産について	もうすぐ、吹田市内の産婦人科で出産を控えています。 コロナ禍で出産の立ち会いや面会が出来ないらしいです。 今はもうだいぶ落ち着いて、居酒屋なども行ける様になっているのに、何故産婦人科だけまだコロナ禍の状況のままなのでしょうか。 一人で出産するのは、すごく不安です。 産婦人科もコロナ禍緩和の呼びかけを市からしていただくことは出来ないのでしょうか？大勢の面会はもちろん我慢しますが、せめて旦那だけでも立ち会い出産が出来る様にしてほしいです。	現在、立ち会い分娩におきましては、各医療機関が、入院患者や面会者のワクチン接種歴や検査結果等を考慮して、各自で判断することとなっており、保健所には指導や呼びかけをする権限はありません。 また、日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会の見解では、令和3年11月17日付の「新型コロナウイルス感染症の現状について」におきまして、「パートナーの立ち会い分娩を行うことはまだ困難と思われる」と示されているところです。 以上よりコロナ感染症の流行が続く中、立ち会い分娩については、まだまだ対応していない医療機関が多いのが状況です。 なお、大阪府におきましては強い不安を抱えて生活をしている妊産婦の方々に対し、「助産師による妊娠・出産・子育てに関する無料電話相談」を実施しております。 詳しくは、下記のとおりとなります。 ●電話番号：06－6775－8894（専用ダイヤル） ●開 設 日 ：月曜日から金曜日までの平日 ●開設時間：午前9時から午後5時まで （府ホームページ） https://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/boshi/ninsanpudenwasoudan.html	保健医療総務室	R4.5.23	R4.6.2

令和4年度（2022年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
5	強引な土木工事の着工の許可と近接地の市民の安全安心について	私の住宅から数メートルしか離れていない〇〇の土地の傾斜地を掘りこんで、高さ10メートルもある擁壁を建設する工事が始まりました。施主は〇〇、工事は〇〇。 そもそもこの擁壁はその下側に葬儀会館を建設するためのものです。葬儀会館の建設について、千里山地区を含む吹田市民の反対署名が3000ほど集まっており、千里山では歓迎されていない建設工事です。 今回着工の擁壁は説明会の必要もなく着工ができると工事会社が言っております。 本来工事の施主に直接話すことも含まれているかもしれませんが、日程が取れないことを理由に話し合いに応じてくれません。 そこで質問及びお願いです。 1. 工事会社が吹田市の許可を得ているという許可証の内容を公開してください。 2. 擁壁の工事は近隣の同意や説明会も不要とのことですが、その通りですか？ 3. 工事によって地盤の移動や振動で住宅に起こる影響を工事前の状態を確認していませんが、これは吹田市のルールに反しませんか？ 着工前の住宅調査をしていない工事の差し止めはできますか？	1. 開発審査室で許可をしているものはありません。今回の擁壁築造工事は、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」において、擁壁を築造するに当たり、関係各課での必要な手続を求める事前協議承認通知書を交付しているのみであり、工事施工の可否について判断しているものではありません。 2. その通りです。「吹田市開発事業の手続等に関する条例」では、土地所有者の同意のみ求めています。また、開発事業の説明についても大規模開発事業に該当しないことから義務付けていません。しかし、工事着手前に周辺住民等に対して工事概要を周知するように注意喚起しています。 3. 「吹田市開発事業の手続等に関する条例」では、工事の進め方等の基準はありません。住宅調査をしないことを理由とした工事の差し止めはできません。	開発審査室	R4.5.24	R4.6.2
6	北千里駅のサイゼリア付近での喫煙について	5月20日19時30分頃、北千里駅のサイゼリア近くのベンチがある広場（ディオス8番館とイオン、バス停などが見えるところ）で男が喫煙していた。 また違法迷惑喫煙の発生である。 ディオスの警備員の巡回の上、注意お願いします。 市内では最近違法喫煙がどんどん増えている。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の北千里駅周辺につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.5.23	R4.6.3
7	スケボーパークの設置願い	いま小学生の息子がスケボーにハマっています。しかしスケボーができる場所が、大阪府で見ると堺市より南に、気軽にスケボーができるスケボーパークが多くあります。私の住んでいる周りは万博や、吹田スタジアムと素晴らしい施設はあり、広いスペースはありますが、「スケートボード禁止」の看板が掲げられてるのがほとんどです。 オリンピック効果もあって、スケボー人口は増えてますが、なかなか堂々とできる場所がないようなら思います。 子どもたちが楽しく遊べるスケボーパークを万博や、吹田スタジアム付近で設置していただけないでしょうか。 まずはイベント的に一時的に設置して、参加状況を調査した上で、常設を考えてみてもいいのではないでしょうか。	本市では、令和4年度から令和5年度の2か年で、市の今後のスポーツ施策及びスポーツ施設のあり方や方向性を示す「吹田市スポーツ推進計画（施設整備方針）」の策定に着手しております。 同計画策定にあたり、スケートボードをはじめとする各種アーバンスポーツ等についても、市民アンケート等により実態の把握を行い、他市事例等も参考に今後のあり方や方向性の検討を進めてまいります。 いただきました貴重なご意見は、今後のスポーツ施策の参考とさせていただきます。	文化スポーツ推進室	R4.5.30	R4.6.7

令和4年度（2022年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
8	国民健康保険料ご担当者の対応について	3月下旬に吹田市に引っ越ししてきました。 3月までは国保でしたが、4月から社会保険となり、国保の脱退手続きも4月12日に済ませました。 しかし、その後、国保の納付書が届いて、脱退してるのにおかしいなと思い、電話で問い合わせをしたら、行き違いで手元の納付書を処分しても結構ですというご回答でした。 しかし、後日また納付書が届いてしまって、しかも督促料もついてしまいました。 また電話で問い合わせをしたら、それは3月分なので納付の必要がある、それに転入の関係でこれまで通りの口座引き落としができないから納付書での納付となると言われました。 なるほどと思い、保険料は払うべきだけど、督促料には納得できず、窓口まで行って納付書の再発行をお願いしたら、やはり督促料込みのものが作成されてしまい、そこで、「督促料についてなんですが、こちらの責任ではなく、実は」と事情説明しようとしたら、対応の職員さんが話を聞こうともせず、「督促料なしだったら払えます？」と冷たく対応されました。 最初の納付書が来た時点で市役所の確認不足だったのに、まるで滞納がこちらのミスみたいな。この件で何度も連絡せざるをえなく、無駄な時間も費やされましたが、謝りが一切ありませんでした。 外国人の場合は日本人と違い、公共料金の滞納が信用に繋がり、ビザの更新やローン審査などと全部リンクしていて、審査が厳しい場合もあります。勝手に督促料がついてしまうと本当に困ります。 今回の件は、勝手に督促料がついてしまうことと、窓口の職員さんの対応に不満がありました。今後は改善してほしいです。	この度は、最初にお電話をいただいた時の職員の確認不足により御迷惑をおかけし、また、窓口に来られた際にも職員からお詫びの言葉がなかったとのことであり、申し訳ございません。 今回の件は、最初に電話対応した職員が、内容の正確な聞き取りと収納台帳の確認をしなかったことにより、回答を誤ったものです。 今後につきましては、慎重に業務を行い、再発防止に努めてまいりますので、今後とも御協力を賜りますようお願い申し上げます。御不明な点がございましたら下記まで御連絡ください。 担当　国民健康保険課　収納グループ 電話06－6384－1240（直通）	国民健康保険課	R4.6.6	R4.6.7

令和4年度（2022年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
9	岸部中一丁目61番25の説明会未実施について	岸部中一丁目61番25の大規模開発事業構想における説明会が未実施であるにも関わらず、市役所（開発審査室）は説明会等の説明報告書を受理しているのは、業者側に加担した不当な手続きだと思います。 吹田市では大規模開発事業構想手続きの手引きP2では「関係住民の思いや意見を真摯に受け止め」と記載されています。住民の思いを真摯に受け止めて、以下について回答をお願いします。 ①P7において、「関係住民への説明については説明会により行ってください。」としています。業者側の回答では、「昨今の状況を踏まえ」としていますが、その理由で市役所が説明会未実施を認めた合理的な理由を説明してください。 ②コロナを理由にするなら、蔓延防止状況下でもなく、自粛制限もなく、マスク着用等通常の対応の説明会は可能な状況下で、コロナで説明会開催を制限する法的根拠を具体的に示してください。 ③P8では、個別に説明を行うのは、関係住民が極めて少ない場合としています。「昨今の状況を踏まえ」は個別に説明を行う場合の理由に該当しません。個別に説明を行う場合、「関係住民から説明会の開催の要望があったときには、説明会を開催するようにしてください。」としており、説明会を実施するよう業者に指導してください。この条例の趣旨は業者と住民の対話です。説明会の実施を市役所が指導できないのなら、この条例の存在意義がありません。 ④手続きは、「説明会等の開催」まで差し戻してください。説明会があってから意見書を提出させて貰わないと、住民側の意見提出機会が減り住民側が不利益となります。見解書に対する再意見書提出の締切日を保留するとともに、くれぐれも説明会のないまま、構想手続きの完了をしないようお願いします。 ⑤説明会等の説明報告書を受理したことについて、個別に説明を行ったという認識は業者側の一方的な判断であり、住民側は個別に説明を受けたと認識していません。虚偽の記載があったとして市役所側は何をもって住民側が説明を受けたと判断できるのでしょうか？個別に説明を受けたことを示す住民側のサインをするよう改善する必要があります。	①事業者向けに作成しています「大規模開発事業構想手続きの手引き」は、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」を施行してから行われました様々な開発事業の経験を踏まえ作成したものです。しかし、条例では説明会その他適切な方法でも行えることとしていることから、構想手続きに不備は、認められないと判断しています。 ②「大規模開発事業構想の手続きの手引き」では、説明方法について相談するようにしており、事業者より個別説明で行う旨の相談を受けています。手引きの内容は、経験から関係住民に対して説明を行う場合、説明会による方が適切と考え記載しているものです。 ③これまでの経験から「大規模開発事業構想の手続きの手引き」で説明会の開催の要望があった場合、説明会の開催を求めています。また、事業者に説明会の開催の要請は行いましたが、事業者からは構想段階で説明できる内容が無く、建物詳細や工事方法など説明できる内容が決まってから説明会を開催すると聞いています。 ④「大規模開発事業構想手続きの手引き」に記載されたとおり行われていないことで条例の手続きが無効とは、判断していません。手引きでは、個別に説明を行った後、関係住民から要請があった場合の説明会の開催を求めていますが、内容としてはお願いであり、事業者に対して強制力はありません。 ⑤説明報告書は、事前に仮提出してもらい、関係住民への周知が行われていることを確認して受付をしています。説明を受けていないと申出があった場合は、事業者から聞き取り、報告書のとおりかの確認をしています。また、報告書の備考欄で議事録とは別に状況について記載するようにして確認を行っていますが、記載方法で対応できるのか、今後検討してまいります。	開発審査室	R4.6.1	R4.6.8
10	生活保護	就労意欲向上や自立をしやすくするためにも、生活保護の基礎控除額増額を求めます！	生活保護の基礎控除については、社会保障審議会の意見を踏まえ国において定められているため、市独自で控除額を増額することはできません。国（厚生労働省社会・援護局保護課）へ御要望いただきますようお願いいたします。	生活福祉室	R4.6.6	R4.6.8

令和4年度（2022年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
11	南海トラフ地震での津波の件	南海トラフ地震で、もし仮にフィリピン沖合で、大地震があり、150mほどの津波が発生した場合、吹田市山田地域への影響は、どのくらい出るものでしょうか？ ハザードマップで示されてる部分と考えていてよろしいのでしょうか。高台に逃げるというのが、どの辺りに逃げたら津波から命を守れるのか考えておきたくて、メールさせて頂きました。	地震による津波の影響は、発生する場所やエネルギーの大きさ、状況によって大きく変わるものです。平成25年10月に大阪府から公表されております、南海トラフ巨大地震の津波浸水想定では、吹田市への津波浸水はなし、とされていることから、山田地域への津波の影響はないものと考えております。（下記大阪府のホームページを御参照ください。） 大阪府／南海トラフ巨大地震 https://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/keikaku_higaisoutei/higai_soutei.html 地震はいつ起こるかわかりません。南海トラフ巨大地震は津波による影響だけでなく地震の揺れによる影響も受けることとなります。御自宅にいる場合だけでなく、外出先でも起こる可能性がございますので、よく行かれる場所についても御確認いただき、災害への備えをお願いいたします。	危機管理室	R4.5.27	R4.6.9
12	南千里駅広場で若者5，6人がたむろして喫煙していたことについて	５月３０日１７時３０分から１８時３０分頃にかけて南千里駅の駅前広場のスーパーSANKYO前の自転車通行禁止の通路で若者グループ２組が座り込んでたむろしており、そのうちの１グループの５，６人の若い男女がタバコを吸っていた。１人の若い男は上は黒、下は青いジーパンのような服装だった。 １０年以上前に北千里駅階段の下（現在はオアシスの下の１００円ショップの前）で若者がたむろしていたり大音量で音楽を流しながら踊っていたりと迷惑行為をしていることがあったが最近はほとんど見かけなくなった。 ついに南千里でも、このようなたむろ事案が発生してしまった。 しかもたむろだけではなく条例違反の喫煙もしているし、この少年らはもしかすると未成年かもしれない。 近隣施設トナリエやスーパーSANKYOの警備員や警察とも連携の上、このような者の注意、指導、排除をお願いします。 また周辺には禁煙の張り紙、できればたむろや喫煙、飲酒等しないようスピーカーで放送もお願いします。 たむろ行為を許すと社会秩序が維持できなくなりひいては北摂全体の治安に関わる大問題になるのでほ放置は決してしないでください。 今月は違法迷惑喫煙が私が見ただけでも１０件近くと本当にひどい状況だ。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の南千里駅周辺につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.5.31	R4.6.10

令和4年度（2022年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
13	中学校運動場ナイター施設開放事業について	佐井寺中学校の近隣住民ですが、ナイター施設開放事業を夜な夜な利用するサッカー集団が大声で叫んで騒ぐ声、ボールをボカボカ蹴る音、ホイッスル等の騒音に対しての苦情になります。 サッカーが始まると上記騒音が響き渡り、近隣住民は常に窓を閉め切っての生活を強いられることになります。市が何をもって住宅の真ん前の学校施設で夜遅くまでボールを蹴とばして騒ぐことに対しての支援を行っているのか、正直理解に苦しみます。長時間の照明設備の利用についても、目に眩しく眺望も壊され不愉快以外ありません。事業の開始にあたり、近隣住民への配慮について何も検討されなかったと想像します。 当該事業が、近隣住民の生活環境にかなりの影響を与えていることをご理解いただきたく思います。 実態調査を行い、利用者への注意喚起にとどまらず、改善に向けて一歩踏み込んだ対策を実施し結果を出していただける事を切に願います。	中学校運動場ナイター利用時の、集団による大声や ホイッスルなどについて、利用団体には、運営委員会を通じ注意を行いました。 また、ナイター照明については、老朽化もあり光量を調整するためのルーバー（鉄の板）の落下事故により、一部取り外すなどしております 。 佐井寺中学校は今年度に照明工事を予定しており、照明器具の向き等により照度の調整することで 、学校外への漏れ光を抑制してまいります。	文化スポーツ推進室	R4.5.30	R4.6.13
14	「健康増進法違反3件」	以前通報した吹田市〇〇のヘアサロンの店内に相変らず灰皿が設置されていました(写真参照)。 健康増進法30条違反なので撤去を指導願います。 ららぽーとEXPOCITY 吹田市千里万博公園2−1の屋内には喫煙専用室が設置されていますが、ららぽーとEXPOCITYの出入口には喫煙専用室設置施設標識が掲示されてませんでした。掲示するよう指導して下さい。 過去に何度も同様の指摘をしているが、関西大学千里山キャンパスの第2実験棟の南側出入口の手前、向かって左の白いテーブルの下や周囲にタバコの吸い殻が複数落ちていた。ここで常習的に喫煙する者がいるようだ。健康増進法29条違反なので取締って欲しい。 それと中央体育館横の受動喫煙所を囲うように新たに柵が設けられたがタバコの煙を素通しにするものなので、かえって周囲への受動喫煙を促進している。そもそもこの受動喫煙所は特定屋外喫煙場所の要件を満たしていない。 2021年2月26日に関西大学学長室学長課長は、同所について「人の往来はあるところである。」と回答している。したがって、撤去を指導すべきである。同課長の「今すぐに行うと、学外で喫煙する人が増え、近隣住民へ受動喫煙をさせてしまうことになる」との主張は違法性の有無とは何ら関係ない。 世界禁煙デー・禁煙週間・スモークフリーについての街頭啓発を関西大学正門で行う予定とのことだが、この受動喫煙所で行うべきだ。 ※写真については公表しておりません。	1.ヘアサロンについて 現地を訪問し、管理権原者に対して現在の状況は健康増進法に違反しており、ただちに喫煙器具の撤去が必要である旨について改めて指導を行いました。 本件については、管理権原者による今後の対応を注視し、是正がなされない場合には、同法の規定に基づき、必要な措置をとってまいります。 2ららぽーとEXPOCITY 吹田市千里万博公園について 管理権原者に確認を行いましたところ、喫煙専用室設置施設等標識については店舗の主たる出入口の付近に掲示を行っているものの、喫煙専用室標識については掲示がはがれている場所があったとのことでしたので、速やかに掲示を行うよう指導し、ただちに是正した旨の報告を得ています。 3関西大学について 管理権原者への聞き取りを行ったところ、御指摘の第2実験棟付近については、平素より職員による見回りを行っているとのことですが、御指摘の事案について職員内で周知し、見回りいただくよう改めて依頼をいたしました。 また、中央体育館横の屋外喫煙所についてですが、特定屋外喫煙場所の設置場所となる「施設を利用する者が通常立ち入らない」場所については、施設の状況に応じて、各管理権原者が望まない受動喫煙を防止するという観点から判断するとされています（厚生労働省「改正健康増進法の施行に関するQ&A）。 管理権原者に確認したところ、御指摘の屋外喫煙所は、見通しが良く幅の広い道に設置されており、施設間の移動の動線から外れていること等を総合的に勘案したうえで、望まない受動喫煙を防止できると判断し、設置しているとのことです。 また、5月31日に実施した、世界禁煙デー・禁煙週間・スモークフリーについての街頭啓発に関しましては、厚生労働省が定める令和4年度の禁煙週間のテーマが「たばこの健康影響を知ろう！～若者への健康影響について～」であり、非喫煙者の学生に対して今後も喫煙をしないよう呼びかけることや、喫煙者だけでなく多くの方に禁煙週間やスモークフリーの取組について周知することを目的としていたことから、通行する学生の多い正門で実施をいたしました。	健康まちづくり室	R4.5.30	R4.6.13

令和4年度（2022年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
15	JR岸辺駅北口における条例違反の喫煙について	JR岸辺駅の北口での条例違反の喫煙が一向になくならない。 線路沿いの道で喫煙する者がいたり、吸い殻が投棄されていた(写真参照)。 跨線橋の下、造花を植えたプランターで塞いで入れないようにした部分にも吸い殻が不法投棄されていた。 これらは廃棄物処理法違反という犯罪なので、福岡県警が摘発したように、警察と連携して取締って欲しい。 たばこポイ捨て“執念の捜査” 実態記録1年、張り込み…門司の74歳、摘発に貢献 ※写真については公表しておりません。	本市では、まちの環境美化の推進を目的として、吹田市環境美化に関する条例に基づき、市内全域の道路や公園でのポイ捨てや歩きたばこを禁止しております。 また、ポイ捨てや不適正な路上喫煙を特に防止する必要がある地域（阪急吹田駅周辺など市内9か所）を環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区に指定しています。 いただいた内容につきましては、今後の参考とさせていただきます。御連絡ありがとうございました。	環境政策室	R4.5.30	R4.6.13
16	北千里駅周辺での喫煙について	5月30日19時15分頃、北千里駅の2番ロータリー（ミニミニのあたり）で30代くらいのサラリーマン風の男がアイコスのようなものを吸っていた。 当該男が手にアイコスのようなものを持ちながら電話しており（私が1回だけ吸うのを確認）その後私が手の方を凝視すると男はしまったと思ったのか手をポケットに隠した。 今月は違法迷惑喫煙が私が見ただけでも10件近くと本当にひどい状況だ。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の北千里駅周辺につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.5.31	R4.6.13
17	〇〇様　教育センターのセクシャルハラスメント相談窓口について	平素は子どもたちのためにご尽力くださり有り難うございます。 先日、2年前の教育センターの相談窓口への相談内容がきちんと受け止めていただけていないことが判明しました。 こちらとしては、藁をもすがる思いで相談をしておりましたので、被害の相談として計上されていなかった事実を知り、落胆いたしました。 どのように相談をすればしっかりと計上していただけるのか、ご教示いただけますと幸いでございます。 二度とこのようなことがないようにしていただきたいです。	相談統計の件数については、心理の専門家である教育相談員が、相談者から聞き取った内容をもとに項目を分類し書類を作成する仕組みとなっております。 2年前の電話相談につきましては、学校の対応に関することが主であったため、電話を受けた教育相談員が「教職員との関係」に計上しております。	教育センター	R4.6.7	R4.6.13

令和4年度（2022年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
18	府営住宅居住者と思われる人が犬を飼っていることについて	6月12日18時10分頃、藤白台の府営住宅1棟2階の通路から写真の中年女性が犬を連れて出てきました。（写真は後日添付） その人は左折して府営5棟方面へ。おそらくこの辺の府営の住人でしょう。 府営住宅では犬、猫を連れて歩くことは禁止されています。 飼うならインコとか金魚にすれば堂々と飼えるのに（鳥などについては飼育可であることを管理センターに確認済です）。 私の住んでいる棟でも猫を連れた中年男性や犬を連れた若い女性を見ます。犬、猫の飼育をしないよう徹底をお願いします。 ※写真については公表しておりません。	府営住宅に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.6.13	R4.6.13
19	続2・固定資産税額が増額になっているが、同封の令和4年度お知らせ内容と整合性が有りません。	1）5月27日の回答には、「よくある質問に掲出しました」⇒「土地において、“価格は上がってないのに”税額が上がったのですが、なぜでしょうか」を追記。 ⇒私の場合は、固定課税標準額が増加していますので(税率は昨年と同じ)、税額が増加しており、“よくある質問”とは合致しません。 令和4年度のお知らせには、「令和3年度に評価替えを行いましたので、令和4年度の価格はそのまま据え置かれます。」の表記。増額についての説明文は全く有りません。 ⇒お知らせの内容は正しいのか？、or 間違っているのか？、or 税額の計算方法が間違っているのか？ 2）吹田市内には、増額になっている方が他にも居られる事から、納税者に対しての説明・周知が必要と思います。 3）家屋の固定資産税についての市回答は、理解できました。 有難うございました。 ※写真については公表しておりません。	住宅用地における固定資産税（土地）の税額算定の手順について、改めて御説明させていただきます。 以下、1から3の手順で税額が決定されます。 1 価格を決定　路線価×補正率×加算率×地積（㎡）＝価格 ※土地の固定資産税価格は、対象となる土地が接する街路の路線価を基にして、その土地の状況（形状や面積など）に応じて求められます。 2 課税標準額を算定 （1）住宅用地に対する課税標準の特例 住宅用地はその面積の広さによって、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて、それぞれの広さ分の価格に下表の割合を乗じて課税標準額を求める特例措置が適用されます。 ※令和4年度お知らせの「11　住宅用地等の特例措置」に記載しております。 固定資産税 都市計画税 小規模住宅用地　（1戸当たり200㎡まで）価格×1/6　価格×1/3 一般住宅用地　（小規模住宅用地以外）価格×1/3　価格×2/3 （2）負担調整措置 納税者の税負担については、価格の変動に連動した急激な変化が生じないように負担調整措置が講じられています。 ※令和4年度お知らせの「12　土地の負担調整措置」に記載しておりますとおり、価格×住宅用地の特例率と前年度課税標準額から負担水準を計算し、3ページの右表に当てはめて、固定資産税の課税標準額及び都市計画税の課税標準額を算出します。 3 税額を算定 固定資産税の課税標準額×税率1.4%＝固定資産税額 都市計画税の課税標準額×税率0.3%＝都市計画税額 1）上記の1から3の段階を経て税額が算定されることから、1の価格に変動が無くても、2（2）で課税標準額が増えることがあるため、3で前年度に比べて税額が高くなるケースがあります。 2）ホームページについては、納税者の皆さまによりわかりやすい説明とするため、「土地において、価格は上がっていないのに、課税標準額及び税額が上がったのは、なぜでしょうか。」に変更しました。 令和4年度のお知らせについては、誤りはございませんが、上記1から3の手順を進めていくと、負担調整措置により、令和4年度について課税標準額及び税額が上昇する土地があります。お知らせに「課税標準額及び税額が上昇する土地がある」という文言の記載があれば、納税者の皆さまにとって、よりわかりやすくなりましたところ、不足した説明でした。お詫び申し上げます。今後、納税者の皆さまの立場にたった内容となるよう努めてまいります。 3）課税標準額及び税額が上昇する土地かどうかは、個々の土地の負担調整措置によるため、課税標準額及び税額が上昇する土地、据置きとなる土地など様々ございます。納税者の皆さまからお問い合わせをいただいた際に、個別に御説明をさせていただいております。	資産税課	R4.5.31	R4.6.14

令和4年度(2022年度)市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
20	「南吹田3丁目における不発弾発見について」のサイトへの要望	お忙しいとは思いますが市民に的確な情報提供を望みます。 1)タイトル名の内容が市HPに6月9日に掲出されました(6月9日更新)が、6月6日にも掲出されています。傍記として「NEW」の文字が有り、新規の「NEW」では無く傍記を「継続」または「再掲」などに願います。 ⇒添付画像-1 2)また、内容を見ると、6月9日に更新となっていますが、6月6日の内容と同じように思えます。変更点が有れば、サイトの冒頭に概略を表記して頂ければ分かり易いです。現状では、変更点の有無が分かりません。 ⇒添付画像-2 3)「Q&A」のタイトル名を「概要。Q&A」にされた方が関係者の方には、情報が的確に伝わりやすいと思います。 4)「Q&A」の最終頁の「公共インフラ」の項には水道のみの記載ですが、電気・通信・ガスなどの企業との協議はされていますのでしょうか?。当日の通行規制についての情報提供も含めて。 ※万が一の場合の事を考えた時、電気の元スイッチやガスの元栓の操作の必要の有無の記載が有りません。 5)通行車両に対する、爆弾処理の当日の交通規制の事前予告看板の設置が必要かと思います。 ※写真については公表しておりません。	1)サイト内ページを更新した場合 、新着コメントに「 NEW」と表示されるのは、本市ホームページ全体の仕様となっており、変更できませんが、今後、内容の更新であることがわかるよう、タイトルを工夫するようにいたします。 2)6月9日の更新は、不発弾処理に関するコールセンターの FAX番号の追加記載でした。 今後、変更点がわかるようページ上部に「新着情報」として記載するようにいたします。 3)より市民にわかりやすいよう「よくある質問」に変更しました。 4)関連する公共インフラについては、協議を重ねております。避難の際の電気・ガス等の取り扱い ・注意事項 については、処理日が近づきましたら避難区域内の市民の皆さまへお知らせいたします。また、当日の通行規制等も現在協議中です。こちらについても決まり次第、 市報やホームページ等で広くお知らせいたします。 5)現在、設置に向けて手続きを進めております。	危機管理室	R4.6.10	R4.6.14
21	問い合わせの回答が遅すぎる件	5月24日に受け付けました、とメールがあった質問に対して6月14日の今も回答が無い。遅すぎないだろうか。	令和4年(2022年)5月24日付けで受付いたしましたメールにつきましては、ただいま回答に向けて準備を進めております。 本来、原則の回答期限としている2週間後(今回は6月7日)に回答できない場合には御連絡を差し上げるべきところ、失念してしまい申し訳ございませんでした。 また、回答までお時間がかかっておりますことを重ねてお詫び申し上げます。 明日(6月15日)には回答させていただけるかと考えておりますが、現在議会中のため、決裁に時間を要する場合があり、もう少しお時間をいただくことがございます。 大変申し訳ございませんが、どうぞ御了承いただきますようお願い申し上げます。	市民総務室	R4.6.14	R4.6.14

令和4年度（2022年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
22	学校規模適正化、素案、時期一時白紙について。後藤市長のツイッターについて。	学校規模適正化の2時間余りの説明会に参加し、アンケートにも時間をかけて回答した者だが、素案も時期も白紙とはどういうことなのか。あの出席した保護者の時間、教育委員会の人員のコストはどうなるのか。さらに市が認めない吹田市長後藤圭二氏がツイッターに「厳しく抗議」した旨などを綴っているが市長の抗議で白紙になったということなのか。市民に誤解を与えかねない無責任な投稿は後藤市長本人のものなのか。あのアカウントは吹田市として放置すべきではないと思う。	まず、学校規模適正化に係るスケジュール等が白紙になった経緯についてですが、これまで実施した説明会等の中で保護者や地域の方たちに不安と混乱を与え、その中で厳しい御意見等をいただきました。また、市長からも「校区の問題については地域の方々から理解が得られてない中でスケジュールありきで案を示して進めていくのは拙速だ」と指摘を受け、教育委員会として、これらのことを重く受け止め、スケジュール等の見直しをさせていただいたところです。 引き続き学校規模適正化についての取組は進めるものですが、今以上に説明や周知を丁寧に進め、できる限り保護者や地域の方たちからの理解を得られるようにするべきと考えております。 御協力をいただきましたアンケートにつきましては、現時点で公開の予定はございませんが、今後の取組に活用させていただきます。 （担当：教育未来創生室） 今回、校区変更について直接影響を受ける児童生徒、その保護者にとどまらず、地域にもその影響があるということに対し、配慮が不足していたという認識から、教育委員会に対し善処するよう求めたものです。市長のSNSについては、その内容を市長個人としてお伝えしたものでございます。 （担当：秘書課）	秘書課、教育未来創生室	R4.5.24	R4.6.15

令和4年度（2022年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
23	吹田市から業務委託を受ける間は利害関係者から仕事を受けないことを要望します。	今回、道路を寄付する際に吹田市が委託業務を発注している〇〇の〇〇さんより、〇〇の〇〇から吹田市の寄付行為がなくなった。 吹田市の道路室の〇〇さんからも同様の説明行為を受けていたにもかかわらず、結果的には吹田市に道路寄付が行われて、我が家の庭に雨水が流れる仕事を吹田市さんの委託会社が行った。 今後は、吹田市が委託業務を行って測量業務を行う間、相手依頼者からお金をもらって測量業務を行わない仕組みづくりを要望します。 吹田市から、法務局からの要請で境界確定を行うといわれると、一般市民はわかりません。 今回、分筆作業を行うにあたり、不当に戸籍を不動産会社が手にいれて、それを道路寄付に導いたことは問題すべき重要な事案と思います。 個人情報を目的外利用を行った行為であり犯罪行為です。 正しい業務委託の制度づくりをお願いします。よろしくお願いします。	本市の職員は、本市が発注した業務が終わった旨を申し上げたものであることを再度お伝えいたします。ご要望の業務委託の制度づくりに関しまして、本市が民間企業の事業に関する私的な契約を制限する仕組みをつくることは、非常に難しいと考えております。引き続き、本市が発注する委託業務の受注者には、関係法規の遵守に努めるよう、指導徹底してまいります。	道路室	R4.6.2	R4.6.16
24	学校規模適正化に係るスケジュール等の見直しに至った過程を発表して下さい	今日教育委員会より5月31日付けの文書が配られましたが説明会に参加した者として白紙になった経緯が不明瞭すぎると思います。会場となった小学校校長もブログで「教育委員会に押しつけがましいところはなかった。」と記述し出席した私も「大変厳しい意見」と今日配られた文書にあるような意見ばかりだったとは思いません。建設的に子供のためにどうすべきかどの案が現実的なのか、むしろ教育委員会を労う声すらありました。保護者を集め長い説明会を開き白紙に戻すならアンケートによりどれだけの保護者が反対したのか、各校で結果を明らかにして頂かないと来年の市長選挙の後藤市長の得票かせぎのために保護者も教育委員会も利用されたような気がします。市長の申し入れも白紙にした要因のように今日の文書に書かれていましたし。アンケートの結果を公表し、なぜ白紙撤回に至ったのか明白にお示し下さい。	昨日の回答と重複しますが、学校規模適正化に係るスケジュール等が白紙になった経緯としましては、これまで実施した説明会等の中で保護者や地域の方たちに不安と混乱を与え、その中で厳しい御意見等を多数いただいたこと、また、市長からも「校区の問題については地域の方々から理解が得られてない中でスケジュールありきで案を示して進めていくのは拙速だ」と指摘を受けたことを教育委員会として重く受け止め、今回の判断に至ったものでございます。 また、アンケート結果の公表につきましては、現時点で公開の予定はございません。	教育未来創生室	R4.6.1	R4.6.16

令和4年度（2022年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
25	北千里駅周辺での歩きタバコについて	６月３日午後0時頃、北千里駅の東第一自転車駐車場（駅前の降車専用バス停がある道路と府道１１９号の交差点にある自転車駐車場）から右折して公社１棟、ピアノ池方面に向かう道で上は薄いグレー、下はグレーでベレー帽のようなものをかぶり杖をついた高齢の男が歩きタバコをしていた。 前に車いすの高齢女がおり、その女にペースを合わせていたところからこの男の連れ（夫婦か？）と思われる。 当方歩行中だったため証拠写真および動画撮影を行った。 これだけの違法喫煙が横行していて逐一通報しているが、市側もあまりの多さに私の妄想だと思っているだろうから今回証拠が押さえられて良かったと思っている。 市職員や有志の巡回の上、注意お願いします。また市内全域で歩きタバコが禁止であることをもっと周知ください。 ※写真については公表しておりません。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の公道につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.6.3	R4.6.17
26	北千里駅周辺でのバイク運転中の喫煙について	６月３日１４時頃、藤白台のピアノ池付近の櫟橋の市道上で原付に乗っていた女が停車中にタバコを吸っていた。 ナンバーは〇〇 条例違反と道交法違反のダブルでの法律違反であり大変腹立たしい。 なぜなら原付はすぐ動ける状態であり走行中とみなされるからだ。 市職員、有志の巡回の上注意、指導お願いします。 また道交法違反であるので警察に情報提供もお願いします。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の公道につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.6.6	R4.6.17

令和4年度（2022年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
27	豊一市民センターの対応	吹田市垂水町にある豊一市民センター駐輪場にてポスト投函用にバイクを停車させたところ、いきなり、いつも停めてるやろ、利用者ですか？と言われる。いつもの概念がわからないし、悪質な駐車をしたからナンバーを控え、貼り紙をするなど段階的な対応もなく突発的に口頭で理不尽な注意を受けた為、豊一市民センターに報告。回答をメールで欲しいとアドレスをお伝えするも、回答なし。8時間経過しこちらから電話をしたところメールでの回答が出来ない責任者は帰ったと言われる。 電話番号を聞かれていないのにメールで回答出来ないとメールにて回答も出来ないのは何故か、電話回答拒否のため責任者様のメルアドを教えて欲しいとお伝えすると、僕は知らないです。の一点張り。僕は知らないです、ではなくお伝え出来ないと答えるべきだし、責任者の帰宅という部分も納得がいかない。 この対応原因と改善点回答ください。	この度〇〇様には、豊一市民センタースタッフが不快な思いさせてしまい、また、施設責任者からの連絡につきましても早急な対応が出来ず誠に申し訳ございませんでした。 市民センターの管理・運営につきましては、指定管理者に委託しております。 市としまして、今回の〇〇様に対する施設駐輪場内での対応につきましては、指定管理先に対して事実確認を行うとともに、今後の対策について申し入れを行ったところ、指定管理者より原因と今後の改善点につきまして以下の報告がありました。 『本件につきましては、十分な確認もなくお声がけをしたこと、また、失礼と捉えられる話し方であった点につきましては、事実確認などを十分に行ったうえで、対応いたします。 今後、施設利用以外の駐輪等を確認した場合は、あらかじめ張り紙等で注意喚起を行います。 利用者・未利用者に関わらず、丁寧な話し方を徹底し、頂きましたご意見につきましては、事実確認で時間を要する場合には、あらかじめ連絡を行い、御了承いただいたうえで迅速に対応いたします。』 今後も施設利用の皆様には安心して来館していただけますよう適切な管理に努めてまいります。	市民自治推進室	R4.6.13	R4.6.20

令和4年度（2022年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
28	古江公園で高齢者がゲートボールをして占領していることについて	この前吹田市は苦情が出ていないから他から利用申し出が出た場合は中止するとか言ってましたが、証拠出ました。 　この前古江公園で市内の保育園か幼稚園の子供が１５人ほど公園で遊んでいましたが、例のゲートボールの老人が占領していたためか、横の草むらで遊ばせていました。これは占領が行われていた決定的な証拠です。 　ゲートボールの老人側は園側が利用したいと言ってこなかったとか言うでしょうが、こんなもん理由になりません。占領する側の単なる言い訳です。 　子供ですから当然いろんなところで遊びたいでしょう。だから公園に来ているのです。見たところ3歳児くらいなので裏の崖は危ないし、草むらか砂のあるところでしか遊べないでしょう。私もゲームセンターで筐体を占領している者とトラブルになったことがありますが、そいつの意見も同様でした。 　つまり誰かが代われと言ってこなければ、文句が出なければずっと退かないのです。そして代わるように言うと喧嘩になります。 　普通は占領していて利用したくても、占領する奴は頭のおかしな人ですから普通は関わってトラブルになるのを恐れて注意なんてしません。 　普通は後ろで座って待っている人がいれば数回遊んだら何も言わずに退くのがマナーです。注意ではなく利用の申し出だと思うかもしれませんが、こういう輩は言われること自体が注意、喧嘩を売ったとみなします。現に私もそれでゲーセンで喧嘩になって警察沙汰になりました。 　特に園側は幼児を連れていて相手が老人と言えども多数いるので万が一、園児に危害を加えられれば責任を取るのは園側です。 　もちろんそうなれば保護者から監督責任問題で、もし園児がケガでもすれば裁判に発展するでしょうから保育士はトラブルを避け、何も言わないのが当たり前です。市側がこんなこともわからないのでずっと電車で通るときに団体がいないか見てましたがついに団体が横で利用できずにいるのを見ました。 　当然、老人側が半分使わせていればこのような事案にはならなかったでしょうが、例の団体は一面全部使っていました。これでわかりましたね。多数で占領して文句が言えないようにして好き勝手していたということが。 　まあ時間帯も平日の朝で多数人があまり利用する時間ではないし、夕方みたいにバイクで乗り付けるヤンキーもいないですからね、そういうところはちゃんと徹底しているところがさすがですわ。夕方だとバドミントンやらやってるの見ますが全部占領しているのなんて見たことがない。こんなの論外だ。 　誰からも文句が出なければ（極論ヤクザみたいな奴が多数で占領して誰からも文句出なかったからって言ってるようなもの。普通は注意しない） 　何をやってもいい、こんなの自由の国アメリカですらありえません。 　この団体の一面全体の占領禁止をお願いします。利用させるなら半分までにしそれが守れないなら利用禁止にしろ。	ゲートボールをしていた方々や、近隣の保育園には声をかけさせていただき、お互いに気持ちよく利用できるよう、調整を図らせていただきました。	公園みどり室	R4.6.10	R4.6.21

令和4年度（2022年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
29	資源ごみの持ち去りについて	ここのところ空き缶の持ち去りが酷い。自転車で集めた物を後で車で積み替えたりもしている。そもそも市の財源になる資源ゴミなので、生活困窮だとか私には関係ない。明らかに中国人だし、注意しても逆ギレするし、我慢も限界です。市で対応出来ないなら出来ないで回答を下さい。それなら今後警察に相談します。私が出したゴミは吹田市に移譲するものであって、それ以外の者による持ち去りは窃盗として被害届けをあげるつもりです。宜しくお願いします。	御指摘の件ですが、空き缶を始めとする資源物の持ち去り行為は、騒音問題、ごみのまき散らし、住宅地を急スピードで走行することによる危険運転など、市民の生活環境の悪化に加え市の収入減少に繋がるなど、多くの問題を抱えています。 また、資源ごみの持ち去りにより、市がごみの適正処理を行うことを前提として分別やリサイクルに取り組まれてきた市民との信頼関係を損なうと考えております。 本市では、平成31年4月1日から資源物の持ち去り行為を条例で禁止し、早朝を中心としたパトロールを行うことで抑止に努めていますが、アルミを始めとする資源価格の高騰の影響もあり、最近では、持ち去り行為は、増加の傾向です。 引き続き、市民の方からいただいた情報や吹田警察署とも連携した対策を取ることにより、これまで以上に効果的な対策を実施したいと考えておりますので、差支えがなければ、持ち去り行為の詳しい状況を教えていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。 なお、本市では、行為者の事情にかかわらず、すべてを規制の対象としています。 また、ごみとして排出された資源物は、市が回収するまでは無主物にあたるため、警察は窃盗として対応することができないと認識しております。	事業課	R4.6.16	R4.6.21
30	歩道の植栽伐採について	先週マンション横の歩道の植え込みを伐採してもらいましたが、植栽周りの雑草がほとんど刈られていません。イネ科やヨモギが伸びきって歩道に張り出して邪魔なものがそのままになっています。 業者にどういう依頼をしたのでしょうか？ 歩道の邪魔にならないよう、景観が保たれるように整理してくれるようにお願いしたいです。 プロの植木屋が作業しているのなら刈るべき雑草は分かるはずです。今回の業者は雑だと感じています。	剪定と除草の時期が違うため雑草が残った状態になっています。剪定は6月頃、除草は7月頃に入ります。除草を早くしてしまうと梅雨の時期にすぐ伸びてしまうので時期を見ながら除草をしています。御迷惑をおかけしていますが、御理解のほどよろしくお願いいたします。	道路室	R4.6.20	R4.6.21
31	市民講座に関する意見	「リスペクト トレーニング」を多くの市民が体験できるよう、市民講座として開催する事を検討して下さい。	吹田市の地区公民館では主催講座については、各地区公民館の企画運営委員で企画運営をしております。 「リスペクト・トレーニング」の講座につきましては、まなびの支援課より各地区公民館企画運営委員へ情報を提供し、講座の一つとして開催を検討して頂きます。	まなびの支援課	R4.6.16	R4.6.22

令和4年度（2022年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
32	北千里駅周辺での違法喫煙について	６月８日１０時１５分頃、藤白台のピアノ池近くの欅橋（けやきばし）で高齢の男２人がたむろしてタバコを吸っていた。 一人は上下グレーっぽい服着用。 腹立たしいのはこの前吹田市に要望して貼ってもらった張り紙の前で堂々と吸っていることだ。張り紙が見えるように座っているのに吸ってるなんてありえない。吹田市のモラルがどんどん落ちている。 市職員や有志の巡回の上、注意お願いします。 またあのような張り紙では効果がないので近隣から苦情が出ている旨の張り紙を北千里駅周辺（駅からピアノ池に向かう道、府営１棟、５棟付近、５棟から３棟集会所に向かう道、府営３棟集会所付近、府営３棟）全体に貼っていただきますようお願いします。 回答については決まり文句の「御指摘の公道につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。」という文句はいりません。 もっと市側で考えて回答ください。例えば、苦情が出ている旨の張り紙を貼りますとか。 税金で働いているのにほぼコピペ回答なんてロボットでもできる。 そんなのいないのと同じだ。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の公道につきましては、文言の異なる啓発看板の張替えを検討いたします。	環境政策室	R4.6.10	R4.6.23

令和4年度（2022年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
33	末広公園野球宴会	数年前、娘一家が公園近くに引っ越して来ました、当時4才だった。 孫娘と三輪車で土日に公園に行くと、少年野球の団体がテントをグランドに張り、グランドを半分独占してバットを振り回していました。 警官に出動して戴きその後コロナ禍で二三年現れませんでしたが、世の中旅行もスポーツも規制緩和に成った途端現れました。 多分練習再開に向けた話し会いだと思いますが、白昼児童公園にテントを張り設営大勢で酒盛り。 多勢に一人では自信がないので吹田警察に応援をお願いしました。びっくりしたのは彼等が設営したテントテーブル等々を公園横の物置に収納して帰ったことです。 収納庫には自治会の名前が明記されています。 ふざけるな！！ 公園のゴミ箱に生ゴミ、不要になった生活用品、古着、古新聞、アダルト雑誌を捨てるのは善良な市民でしょうか？ 青少年にスポーツを教えるならば勝ち負けよりスポーツの楽しさルールを教えるべきだとおもいます。 フルマラソン完走憶えていません。 四万十ウルトラ×4　サロマ、飛騨高山、白山白川郷、八ヶ岳野辺山、完走、目標80才で高知龍馬マラソン完走 是非ルールを守って少年少女にスポーツの楽しさを教えてあげて下さい。	団体には、他の公園利用者や近隣の迷惑とならないように、公園でのルールについて指導させていただきます。	公園みどり室	R4.6.13	R4.6.23
34	ピアノ池に並行する道路がガタガタです。	いつもお世話になっています。数年前からピアノ池に並行する道路（府営5棟が右側に見える道で一時停止のあるところ）の左側がガタガタで二輪で通るときに振動がすごいのですが、補修工事とかしないのでしょうか？ 特に下りだと左側に路駐がいるとそのガタガタ道を通らざるを得ないしスピードも出ているので余計振動が来ますし車体にも悪いと思います。	当該道路のピアノ池・藤白公園側において、水道部による管工事が予定されており、令和5年度に工事を行い、令和6年度に舗装を本復旧する予定となっております。なお、舗装が一部めくれているといった応急的な補修につきましては随時道路室にて行ってまいります。	道路室	R4.6.10	R4.6.24

令和4年度(2022年度)市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
35	藤白台3丁目の府営住宅跡地のマンション建設反対	府営住宅3棟に住んでいる者だが、最近近くの府営住宅(B18～20棟あたり)を取り壊してマンションにするという説明会資料が来ました。 何か便利な施設でも作ればいいのにマンションなんて作って何がしたいのか。 これ以上人口を増やして頭のおかしな人を入れないでほしい。 不審者も増えてきてるし私が学生の頃は不審者と言えば露出狂くらいだった。 今では公園でも物騒なので親が同伴して遊んでいる。 私が子供の頃は親同伴なんてありえなかった。(そんなことすれば馬鹿にされ笑われたもので誰もしていなかった) 提言であるが、マンション建設は中止し複合公共施設(朝活のために早朝6時か7時から勉強できる学習センター、カフェ、レストランを併設。 まず、市内の図書館ではなぜか勉強禁止なので大人も無料で勉強できるスペースを作るのがいいと思う。 一部は会話しながら勉強できるスペースとか、営利目的で授業やセミナーができる無料会議室(時間貸し)とか休憩にカフェやレストランもあったほうがいい。 また、最近世界では国際化が進んでいるので施設を2棟建てて1棟は学習センターやカフェ、もう1棟は巨大ショッピングセンター、ただし日本語禁止にするのも面白いかもしれない。 こうすることで気軽に海外感を味わえる。スタッフは外国人(白人7割、黒人1割、アジア系移民2割)を雇えばいいと思う。外国人の雇用にもなる。) 隣の学習センターで英会話の勉強してショッピングセンター行って英語通じるか試すのも面白いと思う。できれば日本に来て間がない人がいい。日本人の英語に慣れた英語講師でなく(英語講師なら日本人の発音の癖を知ってて簡単に通じてしまうのでダメ。ニューヨークくらい通じにくいのが理想。そうすれば海外行って通じなかったって落胆する必要はない) コンビニとかで普通に働いている外国人を高い時給(1500円とか)で雇えば働きに来ると思う。おそらくこれが実現すれば全国ニュースになって吹田市がすごく活性化すると思う。マンション作りましたじゃ話題性もないし最悪だ。 建物は欧米風にしてほしい。商品も輸入品などを中心に入れれば海外に買い物に来た感じが良く出ると思う。日本語禁止のショッピングセンターにはレストランも何か所か併設してもちろんメニューも全部英語に。 3年前にニューヨークに行ってきたが現地の人との交流は本当に楽しかった。日本には英語を勉強しても使う場が少なすぎる。英語を公用語にしてしまえばいいが、そんなことはどこかの国と戦争でもして敗戦国植民地にでもならないと実現しないから現実的ではない。 そこでこのような施設を作ったらどうかという発想に至った。 こんな広い敷地(6000平米)をマンションにしてしまうのはあまりにもったいない。 まだ説明会の段階だ、中止してもっと市民のためになる施設を作ってほしい。 マンションなんて一番いらない。 吹田は魅力的な街なので勝手に人口は増える。 今はむやみに人口を増やすのではなく既存の住民が住みよい吹田を作るべきだと思う。	①マンション建設の許可等について 当マンション計画は、同じ用途の建築物への建替えであり、事業者が用途地域等や周辺環境と調和した計画をされていると考えています。吹田市の権限でマンション計画を中止させることはできません。 また、計画にあたっては、現在「吹田市開発事業の手続等に関する条例」に基づき、構想段階の手続きが行われています。この手続きでは、事業者から関係住民に対して早期の情報提供を行い、その後の意見書、見解書等の手続きによって、関係住民の意見が事業計画に反映されるなど、より周辺環境に調和した事業計画となることを期待しています。 (担当:開発審査室) ②大人も無料で勉強等ができるスペースの確保について 個人が勉強できるスペースではありませんが、地域住民の生涯学習の場として公民館が市内に29館あり、地域住民の学習ニーズに対応した様々な講座を行っております。お住まいの地域では、北千里地区公民館がございますので御活用ください。 (担当:まなびの支援課) ③図書館での勉強について 図書館の閲覧室につきましては、席数に限りがあるため、図書館資料を利用しての読書や調べ物に限らせていただいております。中央図書館には自習室がございますので、御利用ください。 (担当:中央図書館) ④府営住宅跡地に巨大ショッピングセンターを建設することについて 大規模ショッピングモールなどの大型商業施設につきましては、大規模小売店立地法や用途地域における建築物の用途制限など、設置にあたって調整が必要となりますので、今後そのような調整が必要となりましたら、商業活性化の観点から対応してまいります。 (担当:地域経済振興室)	地域経済振興室、開発審査室、まなびの支援課、中央図書館	R4.6.10	R4.6.24
36	就学前児童に5万円給付金の件	吹田市が就学前児童に5万円給付を7月にするという報道を見ましたがそれならば前回国の18歳以下10万円給付で対象外になった子供にあと5万円を先に配るべきではないですか？貰える就学前児童はあの時10万円もらってれば15万円、所得制限にかかった18歳以下は5万円のみ。市内の子供の不公平が広がっているだけでは。そもそも就学前児童より塾に通ってる中学生や私立高校に通う高校生がいる所得制限により授業料補助の出ない家庭の方がお金がかかります。	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、国では、地方公共団体が、コロナ禍において物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充しました。 このような状況の中、現在本市では、新型コロナウイルス感染症緊急対策アクションプランの取組の一つとして、小学校給食費の無償化や中学校給食費の半額補助を、昨年度に引き続き実施し、保護者の方々の負担軽減を図っております。この度、同交付金拡充の趣旨を踏まえた速やかな取組として、給食費無償化等の対象となっていない就学前の児童を養育する保護者の方々に支援金を支給することを決定したものでございます。	子育て給付課	R4.6.13	R4.6.24

令和4年度（2022年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
37	北千里駅周辺での喫煙について	6月20日13時20分頃、北千里駅の東第二自転車駐車場において上は白、下は黒のスーツ風の服を着た高齢の男が座り込んで喫煙していた。 当方、自転車を止めるところだったので急いで動画撮影を行った。 動画には自転車で隠れてわかりにくいが、タバコの灰を携帯灰皿に落とす様子が映っている。 動画は後日、市の方に提出する予定である。 18日にも喫煙案件があったばかりなのにまた喫煙案件の発生とは嘆かわしい。 いったい吹田市のモラルはどうなっているのか。 特に最近は、有志の通報をあざ笑うかのように頻繁に喫煙案件に遭遇する。 当該場所には近隣から苦情が出ている旨の張り紙と巡回の強化をお願いします。 ※動画については公表しておりません。	ご連絡いただきありがとうございます。 ご指摘周辺の北千里駅周辺における喫煙につきましては、関係機関と情報共有させていただきました。	総務交通室	R4.6.20	R4.6.24
38	道路の路面に溝が出来て危険	出口町25地先の道路のつなぎ目（横断歩道と並行）に溝（幅・深さが3Cm。長さ5m）が出来ています。 ままチャリのタイヤがはまる大きさです。万が一転倒した場合危険です。 交通量も比較的多い道路で、園児や児童の自転車も通ります。夜間は更に危険度が増します。速やかに改修をお願いします。 ⇒添付画像参照願う Q；吹田市では、道路のパトロールをされていると思いますが、最近はいつされましたでしょうか？ ※通行人の談「この溝は10年、もっと以上になるのでは？」…との事。 ※写真については公表しておりません。	現地にてご要望の溝を確認いたしました。おそらく道路表面の排水を水路へ流すための溝だと思われますが、穴が詰まって機能していない状態であり、つまずく危険性がありますので、溝を埋めるような補修を行います。	道路室	R4.6.21	R4.6.24

令和4年度（2022年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
39	吹田市内どうしで引っ越しした場合転入転出届は郵送出来ないのか	今回吹田市の江の木町から江坂町に引っ越しました。平日は仕事で役所に転入転出届が出しに行けません。吹田市どうしの引っ越し移転の場合は、郵送で書類の手続き出来ないのですか？HPで見ると土曜も可能とありますが、当方土曜日も仕事です。一人暮らしなので手続きが出来ません。	吹田市内で引越しされた場合は、転居の届出が必要になります。御指摘のとおり、転居の届出につきましては郵送で行うことはできず、御来庁いただく必要がございます。 御本人様の来庁が難しい場合は代理人による届出が可能です。代理人による届出の場合に必要なものは以下のとおりです。 ①委任状（添付ファイルを御参照ください） ②代理人の方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等） マイナンバーカードをお持ちの場合はカードの住所変更に関する手続きも併せて必要になります。届出方法によりカードの手続方法も変わりますので、マイナンバーカードをお持ちの場合は下記の問合せ先までお問合せください。 なお、転居の届出を郵送で行うことができないのは、国から「市町村の窓口において行うことが基本であり、郵送による届出は原則として行うことができないものである。」との見解が示されているためで、例外的に転出の届出については郵送による届出が認められています。 担当　市民部市民課 電話番号06－6384－1235（直通）	市民課	R4.6.22	R4.6.24
40	北千里駅周辺での歩きタバコについて	６月２３日２０時頃、北千里駅から徒歩5，６分の所にある藤白台の府営吹田藤白台住宅5棟から府営吹田藤白台住宅3棟集会所に至る道（通路）で上は白、下は黒のグレーの髪で薄毛で高齢の男が歩きタバコをしていた。 今月は既に8件目だ。こんなに多かったことは今までになかった。いったい吹田市のモラルはどうなっているのか。 特に最近は、有志の通報をあざ笑うかのように頻繁に喫煙案件に遭遇する。通報してもいたちごっこの状態である。 私たちは不当にタバコの煙を吸わされない権利がある。 この前の要望では市側で新たな張り紙を検討いただくこととなり感謝している。 当該場所には近隣から苦情が出ている旨の張り紙と巡回の強化、また市側でも新たな対策をお願いします。	府営住宅に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.6.24	R4.6.24

令和4年度（2022年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
41	吹田市民病院について	1. 1月12日夜10時過ぎに妻〇〇が右わき腹の腹痛を訴え自家用車で吹田市民病院救急外来に連れて行った。 2. 夜中でもあり検査体制も十分ではないので担当医の勧めもありとりあえず2～3日検査入院をするということで13日午前2時に帰宅した。 　入院について部屋は大部屋でよろしいと回答した。 　その他治療費、入院費に関しては何の説明もなかった。 3. 14日、1日検査があり15日朝10時までに退院するよう連絡があった。 4. 15日朝、9:30に病院を訪れ退院した。 5. 入院診療費を見てびっくり！ 　総額184390円（3割負担として57923円） 　支払いを保留して1月19日に診療費の算出根拠を聞きにいった。 ・包括療養制度は理由のはっきりしない治療に適用される。 　➡1日約46000円 ・入院料は大部屋に関係ないもので病名がわかるまで適用される。 　➡10000円 ・計56000円は厚生省の定めたものである。 ・それでは退院日1月15日は朝10時までに退院している治療費56000円を計算しているがおかしい。 　治療していない日の費用まで負担する理由は無いと言ったがこれも厚生省が定めている、との回答あり。 　止む無く3割負担分を支払ったが納得できない。 　厚生労働省が定めていればどんな理屈に合わない事でもとおるのか？ 　腹痛で病院に行ったぐらいで高額な医療費を請求されるのは何のための市民病院なのか？	御意見いただきました入院診療費につきましては、法令に基づき、厚生労働大臣により、地域、病院を問わず一律に定められているため、本市及び市立吹田市民病院の裁量で変えることはできかねるものとなります。 何卒御理解賜りますようお願い申し上げます。 今後は、より丁寧な御説明がなされるよう、市民病院には、御意見あった旨を申し伝えます。	健康まちづくり室	R4.6.10	R4.6.27
42	府道119号を深夜に暴走しているバイクがうるさい	6月24日0時30分頃、6月25日1時30分頃の深夜に数台のバイクがブンブンとコールを切りながら走っていて本当にうるさかった。 近くにはスピード違反が多く、警察の取り締まりで有名な府道119号（北消防署方面～北千里駅方面）があるのでそこを走っていると思う。音からして相当スピードも出ているようだ。 警察との連携により検挙お願いします。前回通報した時は、その後警察の取り締まりにより見なくなったと思ったら、最近またやってます。 取り締まり・検挙をしないと台数・人数が増えてもっとひどいことになるので早めの取り締まりをお願いします。	吹田警察署に係る事案ですので、吹田警察署へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.6.27	R4.6.27

令和4年度（2022年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
43	市役所利用者以外の市役所への駐輪について	市役所本庁の駐輪スペースに自転車を止め、阪急吹田駅から電車に乗り込む人の姿を目にします。こういう行為を許すと、きちんと料金を払い、自転車駐車場を利用する人が馬鹿を見ることになってしまいます。 通勤・通学の時間帯には警備員を配置し、声かけをするなど、何らかの対策が必要だと考えます。 ご検討宜しくお願い致します。	現在、駐輪場の入口に「市役所に御用のない方の自転車・単車の駐輪はお断りします」や「市役所に御用のない方及び時間外に置いてある自転車・単車は撤去いたします。」との看板を設置して注意喚起を行っております。また、警備員が当該行為を見つけた際は、本人に撤去するよう注意喚起を行い、撤去しない場合は至急移動させる旨の警告文を自転車に貼付しております。 今後、駐輪場入口の他、駐輪場から確認しやすい場所にも貼紙をするとともに、引き続き、警備巡回中の声かけを行うなど、適切に駐輪場をご利用いただけるよう対応してまいります。	総務室	R4.6.22	R4.6.28
44	国民健康保険料支払いの件	5月末日での国民健康保険料の一括支払いが困難な為分割払いで合意し、5月末に1回目を支払った。本日初めて見る金額で督促状が届き6月末までに支払えとある。何のことか分からず国民健康保険課に電話すると、当初の金額から5月支払い分を差し引いた金額(残全額)だと言う。 冒頭の通り分割で合意しているにも拘らず、全額が支払われるまで毎月支払い分を差し引いた金額で督促状が届くとのこと。電話して分かったけど正直に両方払ったらどうなる？二重請求やないか！分からずに払ってる人もおるやろ!?二重に受け取ったらどうしてる？後で連絡、返金するにしても利息は加算してないやろ。こちらの支払いが遅れたら金利は請求するくせに。とにかくやることが勝手。 督促状に使用している用紙代、印刷代、郵送料、処理する人の人件費…誰の金？税金以外の何物でもない！何の意味もないものに税金を使ってるということ！一般企業ならあり得ない経費の無駄使い。元が税金やということをもっと肝に銘じて仕事せぇ！今後督促状を送付してくるな！ 電話に出た男の態度も悪かったな。職員の教育も求む。	国民健康保険料は、法律上、正規の納期限までに納付しなければならないこととなっており、分納は制度として存在しておりません。しかし、実際には様々な理由により一時的に納付困難となられることもあり、便宜上の処理で分納を行っているものです。 督促状は、正規の納期限までに納付されないものがあるときは、吹田市債権管理条例により送付しなければならないこととなっており、分納されましても送付させていただくこととなりますので、何卒御理解を賜りますようお願い申し上げます。 電話対応につきましては、分かりやすく失礼のない対応を行うよう指導を徹底してまいりますので、今後とも御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。 御不明な点がございましたら、下記まで御連絡ください。 国民健康保険課収納グループ（吹田市役所1階１１２番窓口） 電話０６－６３８４－１２４０（直通）	国民健康保険課	R4.6.23	R4.6.28

令和4年度（2022年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
45	府営吹田藤白台３棟で深夜０時半に若い不審者が歩いていたことについて	６月２８日０時半頃、府営吹田藤白台３棟で若い不審者が歩いていました。 その不審者は上は青と白の縞模様でリュックを担いでいたと思います。年齢は20代くらい。 郵便受けの方から来ましたが、バスはとっくに終わってるし、電車だとしたら住んでる人ならわざわざ遠回りせず、駐輪場の方から歩いてくるはずです。 私が郵便ポストの郵便物を取ってエレベーターに向かうとその男がエレベーターに乗った形跡がありません。 あるのは１階に止まったままの２台のエレベーターで、うち左側は私が降りるときに乗ったものでした。 確かにエレベーター方面に歩いていくのを確認したのですが階段で行ったのかその男は消えていました。 この府営住宅では以前４月２４日にもゴミステーション前で車を止めて中で喫煙していた不審者がいましたし、また不審者案件が発生しました。 私は人に会いたくないので深夜０時～２時くらいに郵便物を取りに行きますが、こんな時間ですから不審者でもない限り、誰かに会うことはほとんどありません。 この２件の不審者案件に関しては、回覧などで周知くださいますようお願いします。 またこの件に関して警察への情報提供お願いします。 この前は子供が遊んでいて事故になりそうになった件を回覧くださりありがとうございました。 吹田市は対応が早いので感謝しております。	警察署及び府営住宅に係る事案ですので、警察署及び大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.6.28	R4.6.28
46	北千里駅のディオスのステージ広場で外国人がたむろしていたことについて	６月２５日１８時１５分頃、北千里駅のディオスのステージ広場で外国人がたむろしていました。 そこは立ち入り禁止の看板もありましたが、外国人３，４人はそれを無視してたむろしてステージ上に座り込んでいました。 ディオスの警備員の巡回の上、注意・排除お願いします。	ディオス北千里の管理については、行政に関わる事案ではありませんので、当該管理者へ直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。	市民総務室	R4.6.28	R4.6.28

令和4年度（2022年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
47	続3・固定資産税額が増額になっているが、同封の令和4年度お知らせ内容と整合性が有りません。	1）回答を6／14に頂き、色々と説明をされていますが私の投稿の趣旨は、固定資産税の納付書と同封の令和4年度のお知らせには「令和3年度に評価替えを行いましたので、令和4年度の価格はそのまま据え置かれます。」の表記にも関わらず、私の課税標準額が増額になっており、「お知らせの内容は正しいのか？」の質問に対して吹田市は「誤りはございません」「説明不足でした」…との事。 2）今回の回答に『ホームページに[中略]「土地において、価格は上がっていないのに、課税標準額及び税額が上がったのは、なぜでしょうか。」』に掲出との事ですが、私の投稿の趣旨と異なり、また“よくある質問”への掲出であり、金銭に関わる事でもあり、私だけの事では無く他にもおられる事から、お知らせの内容に誤りがないのであれば、市の説明不足について徴税者である吹田市は、納税者への説明・周知が責務であると思い、下記の内容を「届出・証明・税」のサイトの“新着情報”への掲出を願います。 記（仮案） 令和４年度の固定資産税についてのお知らせには「令和４年度版の価格はそのまま据え置かれます」。また、令和３年度版では、「見直しの年に当たりますので、土地・家屋ともに新しい価格となっています」と表記をしておりましたが、土地の課税標準額の増加についての説明不足により・・・。 ※写真については公表しておりません。	1）前回の回答のとおり、土地の固定資産税について、評価額と課税標準額は一致しません。また、令和4年度評価額が令和3年度と同額でも、負担調整措置により課税標準額が増額となることがございます。 負担調整措置については、「令和4年度固定資産税・都市計画税のお知らせ　12土地の負担調整措置」に掲載しておりますが、ご指摘いただきましたとおり、課税標準額が増額になる場合があるという表記があれば、納税者の皆さまによりご理解していただけたところ、不足しておりました。 2）「令和4年度固定資産税・都市計画税のお知らせ」で不足しておりましたことつきまして、補足説明をホームページの「届出・証明・税」の新着情報に掲載しました。	資産税課	R4.6.16	R4.6.29
48	横断歩道の信号設置希望	吹田市山田西4-1-20付近にローソンが出来ましたが（旧ココス千里山田店）、店舗と駐車場との間の横断歩道の信号が片側のみしかありません。（至南千里側は信号なし、至北千里側も信号があるが縦3列の旧型でわかりづらい。）ローソンが出来た事で信号無視で横断する方が多く、更に信号がわかりづらいので大変危険に思います。運転していても怖いです。早急に両側に歩行者信号を設置していただきたいです。	要望内容について、本市から所管である吹田警察署へ伝えたところ、「至北千里側の旧型を従来の歩行者用灯器に変更し、至南千里側についても同様のものを新設します。なお、設置時期については今年度内（令和5年3月末）を予定しています。」と回答を頂いております。	総務交通室	R4.6.20	R4.6.29

令和4年度（2022年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
49	未就学児に5万円給付の回答について	18歳以下給付金を5万円しか貰えなかった18歳以下にまた新たに未就学児5万円より先に5万円配るべきでは、と質問したところ回答に未就学児は給食無償化の分の恩恵が無いからと言うような回答頂きましたが、それでは16歳から18歳の高校生も給食はありませんがその年齢にはなぜ市として5万円出してあげないのですか。不平等だと思います。	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、国では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、地方公共団体が実施する生活に困窮する方々の生活支援や、学校給食費等の負担軽減など子育て世帯の支援、中小企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しするとされています。今回の支援金につきましては、同交付金拡充の趣旨を踏まえた速やかな取組として、給食費無償化等の対象となっていない就学前の児童を養育する保護者の方々に支援金を支給することを決定したものでございますので、御理解いただきますようお願いいたします。 また、対象児童等の事業内容につきましては、様々な御意見や御指摘があるものと認識いたしております。頂きました御意見を踏まえ、今後どのような子育て支援施策が必要か適宜検討してまいります。	子育て給付課	R4.6.24	R4.6.29
50	水道料金の支払いについて	クレジットカードで水道料金を支払えるようにしてほしい。 他の市（大阪市や堺市）ではクレカが使えるようです。 今現在、使えない理由を教えてほしい。	現行の水道料金システムでは、クレジットカード払い非対応のため取り扱っておりません。なお、業務の効率化・市民サービスの向上を実現するにあたり次期システムを開発中で、令和5年度中にクレジットカード払いの取扱いを開始する予定です。 今後、実施が決まりましたら、ホームページ、市報すいたなどでお知らせいたしますので、よろしくお願い申し上げます。	水道部総務室	R4.6.23	R4.6.30
51	北千里の府営住宅3棟のゴミステーション前で深夜に不審な車が止まっていたことについて	6月30日0時35分頃、北千里の府営吹田藤白台住宅3棟のゴミステーション前で不審な車が止まっていた。乗員は車外に出ており不在。 ナンバーは、〇〇か〇〇。ナンバーから住人でない者が深夜に来ている。 この時間だとほとんどが寝ている時間帯なのでなおさら怪しい。 警察への情報提供お願いします。	府営住宅に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。 なお、大阪府警察へも情報提供をいたしております。	市民総務室	R4.6.30	R4.6.30